

# 一般社団法人 工芸美術日工会

## 定 款

平成25年	3月 27日	作 成
平成25年	4月 1日	設 立
平成28年	6月 10日	改 訂
平成30年	6月 15日	改 訂
令和3年	6月 15日	改 訂

# 一般社団法人工芸美術日工会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人工芸美術日工会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、作家の自由意志を尊重し、個性ある創作活動を通じて、時代に即応した質の高い、豊かな工芸を創造し、我が国の工芸美術の発展と振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工芸美術の展覧会の開催
- (2) 工芸美術作家の資質向上のための作品研究会の開催
- (3) この法人と同様の目的を持つ国内及び国外の諸団体との交流
- (4) 出版物及び会報の発行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

### (社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、工芸美術上の業績顕著な者で、社員2名以上の推薦を受け、理事会の決議により承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる

る。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を代表、2名以内を副代表、1名を事務局長、若干名を常務理事とする。

3 前項の代表をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副代表、事務局長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち1名以上を名誉代表とすることができる。但し、代表権のない名誉職とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、事務局長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から

ら選定する。

3 名誉代表は、理事会の推薦により代表理事が囑託する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事の業務を補佐する。

4 事務局長は、代表理事及び副代表理事を補佐してこの法人の業務を統括する。

5 常務理事は、常務理事会を構成し、代表理事、副代表理事及び事務局長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

6 名誉代表は、重要な事項について、代表理事の諮問に応ずる。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) その他法令及びこの定款で定められた事項。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会等

(理事会の構成)

第 26 条 この法人には理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 27 条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 代表理事、副代表理事、事務局長及び常務理事の選定及び解職。

(常務理事会の構成)

第 28 条 この法人には常務理事会を置くことができる。

2 常務理事会は、全ての常務理事をもって構成する。

(常務理事会の権限)

第 29 条 常務理事会は、次の業務を行う。

- (1) 理事会に提議する議案の審議。
- (2) 理事会決定事項の執行。
- (3) 日常的業務の執行。
- (4) その他、この法人の運営に必要な事項の審議及び執行。

(招集)

第 30 条 理事会及び常務理事会(以下、「理事会等」という。)は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会等を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会等の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常務理事を除く常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 33 条 理事会等の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会)

第 34 条 この法人には評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事会の推薦により社員の中から代表理事が委嘱した評議員をもって構成する。

- 3 評議員会は、理事会等の下部組織として、この法人の運営に関する諸項を企画、立案、検討して理事会等に付議する機関とし、議事運営に直接関わるものではないこととする。
- 4 評議員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 5 評議員は、無報酬とする。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、理事の名簿を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

これは当法人の定款と相違ありません。

令和3年6月15日

東京都台東区台東二丁目17番3号  
一般社団法人工芸美術日工会  
代表理事 河野 榮一



法人代表印



捨印